

[別紙1]

## 鳥取県地域における空き家を活用したまちづくり推進事業 補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業実施の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

### 5. 実績報告書提出

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部・中山間地域政策課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp